

令和2年度
第2回
定期監査報告書

(企画部)

秘書広報課
企画政策課
財政課
情報システム課
検査担当

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定による監査

2 監査の対象

企画部 秘書広報課、企画政策課、財政課、情報システム課、検査担当

3 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼とした。

4 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年3月31日（出納整理期間を含む。）までに執行された財務に関する事務等

5 監査の期間

令和2年7月30日から令和2年10月26日まで

説明の聴取 令和2年10月8日

6 監査の実施内容

監査の対象課から提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員から説明聴取を行うなどの方法により、青梅市監査基準に準拠し、監査を実施した。

第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象課の所管する財務に関する事務の執行等については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取により監査した限りにおいて、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、資金前途による現金および郵券類の管理も適正に行われていることを確認した。

なお、監査対象課の事務取扱の一部に、検討、改善が必要と認められ

る事項が見受けられたので、要望事項として述べることとする。

1 事務分掌

青梅市事務分掌規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和元年度決算）

(1) 歳入

（単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	調定額	収入済額	調定額に対する収入率
秘書広報課	一般	3,569,000	3,082,134	3,082,134	100.0
企画政策課	一般	22,130,000	21,531,738	21,531,738	100.0
財政課	一般	11,218,791,600	10,918,522,786	10,918,522,786	100.0
情報システム課	一般	3,034,000	3,034,000	3,034,000	100.0
検査担当	一般	—	—	—	—

(2) 歳出

（単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
秘書広報課	一般	61,894,000	54,780,840	88.51
企画政策課	一般	26,883,000	25,459,432	94.70
財政課	一般	4,409,089,341	4,283,355,550	97.15
情報システム課	一般	572,123,500	509,827,412	89.11
検査担当	一般	60,000	59,707	99.51

3 要望事項等

監査を実施した企画部は、秘書広報課、企画政策課、財政課、情報システム課および検査担当の5課体制となっている。

秘書広報課は、秘書に関すること、情報発信や都市間および国際交流などを所管している。次に、企画政策課は、総合長期計画および各年度の重点施策の立案をはじめ、組織、公共施設等総合管理計画などを所管し、財政課においては、財政全般の計画および調整や行財政改革などを所管している。

また、情報システム課では、情報化の推進およびシステムの管理・運用等について所管し、検査担当においては、工事・物品の検査等を所管するなど、行政の要としての役割を担っている。

今後も総合長期計画で掲げる市の将来像の実現に向けて、確実にかけ取りを行うとともに、行政運営の効率化と財政の健全化に取り組まれない。

なお、個別の要望等については、次のとおりである。

(1) 秘書広報課

ア 広告掲載収入について

青梅市ホームページ、広報おうめおよび青梅市カレンダーにおいて、経費の財源を確保することを目的に広告掲載を実施している。

広告の募集に当たっては、青梅市ホームページや広報おうめでの周知はもとより、広告掲載事業者への依頼のほか、令和元年度は、青梅商工会議所の会報に広告募集記事を掲載するなど、広告掲載数の増加に努めてきたとのことである。

広告は、社会経済状況の変化に影響され掲載数も増減するが、広告収入は貴重な自主財源であることから、各媒体について宣伝効果が期待できる魅力ある内容となるよう努めるとともに、広告を目の引きやすい場所へ掲載するなど工夫され、安定した収入の確保に取り組まれない。

イ 広報おうめについて

広報おうめは、紙面もカラーで写真等を掲載するなど視覚効果に配慮しながら、限られた紙面の中で様々な工夫を行い、行政情報や生活情報等を掲載するとともに、読みやすくするためにユニバーサルデザインフォントを活用している。

また、広報おうめの配布では、新聞折込みや戸別配布、公共施

設等への補完のほか、青梅市ホームページ、マイ広報紙やTAM Aイー・ブックスに電子書籍として掲載し、情報の入手媒体の充実を図っている。

引き続き、掲載内容の充実と合わせ、読みやすい紙面づくりに取り組まれるとともに、新聞未購読者や電子媒体等を利用されない方への対応として、戸別配布の周知と拡充に努められたい。

なお、広報おうめにおいて、2回再印刷が行われ、これにより追加経費が発生していることから、原稿の校正についてチェック体制を精査し再発防止に努められたい。

ウ 国際交流基金の活用について

国際交流基金は、令和元年度末時点で、9千万円余となっている。国際化が進む中、国際交流に関する財源が十分に確保されていることは評価するところである。

この基金の処分による援助対象団体が、例年固定化されている向きもあることから、今後は、基金の目的に関して市民への周知を充実させ、国際交流の普及に努めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを視野に入れた有効な活用方法について検討されたい。

(2) 企画政策課

ア 子ども議会について

子ども議会は、教育委員会とともにいじめ根絶に向けた意識の向上と議会制民主主義への理解促進を目的に、市内各小中学校の代表者により、議場において「いじめゼロ宣言・子ども議会」を実施している。参加した子どもたちからは、「他校の取組が聞け、とても参考になった。」などと好評を得ているとのことである。

また、令和元年度は、一般質問形式の実施に向けた試みとして、子ども議会終了後に、市長、副市長、教育長と子どもたちとの意見交換を実施したとのことであり、有意義な取組となっている。

今後は、いじめ問題だけでなく、テーマや実施スタイルを工夫するとともに、将来的には次代を担う子どもたちの意見を市政運営に活かしていける子ども議会となるよう取り組まれたい。

イ 市民と市長との懇談会について

市民の意見を市政に反映するため、市民と市長との懇談会を開催しており、平成30年度以降は、子育て世代や事業者向けに特化した形を取り入れ拡充を図っている。

令和元年度においては、子育て世代からの意見を反映して、わかぐさ公園と新田山公園内に授乳スペースを新設しており、懇談会が市民サービス向上に繋がっていることは評価するものである。

懇談会は、市長と直接話ができる貴重な機会である。コロナ禍の影響などにより生活様式も変わってきている中にあるには、懇談会の形態についても創意工夫され、市民の意見、提案を聴く機会のさらなる充実に向けて取り組まれることを要望する。

ウ AIチャットボットの活用促進について

先端技術を活用した事務の効率化および市民サービスの向上策として、東京都の地域版第4次産業革命推進プロジェクト事業費補助金を活用し2か年事業で、AIを使ったごみ分別の問合せ自動応答システム「AIチャットボット」の実証実験を開始した。

1年目となる令和元年度は、延べ5,500人余の方が利用し、利用者からは好評を得たとのことである。

「AIチャットボット」は、利用時間の制約がなく、必要とするときに利用が可能であることから市民の利便性の向上が図れ、さらに職員においては電話対応等の事務負担軽減にも繋がることから、効果検証を行い課題等を整理した上で、費用対効果を鑑みながらごみ分野以外への拡大を進められたい。

(3) 財政課

ア ふるさと納税について

令和元年度歳入におけるふるさと納税額は、3,427万3千円の収入となった。一方、青梅市民がふるさと納税したことによる市民税の控除額は、1億1,272万5千円、さらに業務委託等のふるさと納税関係経費は1,221万2千円となり、収入から税額控除分等を差し引くと、9,066万4千円の赤字となっている。このうち、市税収入減収分の75%は普通交付税で措置されることから、実質的には、612万円の赤字となっているとのことである。

ふるさと納税については、返礼品の数を年々増やすとともに、

体験型プランを導入するなど充実を図り、寄付額も増加傾向にあることは評価するところである。

今後も、返礼品等の拡充に努めるほか、返礼割合が3割に満たないものはそれに近づけることや、委託業者と協議し商品を低額で購入するなどにより、寄付額の設定や内容の充実を図っていただきたい。返礼品の魅力をより高めることで、寄付者および寄付額の増加を期待するものである。

イ 繰出金について

一般会計から他会計への繰出金は、年々増加傾向にあり令和元年度は68億円余となっている。

基幹財源である市税収入の増加が見込めず、社会保障費等が増加する厳しい財政下において、一般会計から他会計へ繰り出しを行わなければならない状況にあることは理解できるものの、繰出金について市民の理解を得ることは重要であることから、その内容および必要性について、より丁寧に分かりやすく説明するよう努められたい。

ウ 行政評価における外部評価について

青梅市行財政改革推進委員会において、令和元年度から行政評価を行った公共施設のうち、郷土博物館管理事業、郷土博物館事業および美術館事業の3事業について、外部評価を実施している。

外部評価では、各委員が市民の視点から対象事業の「効率性」、「経済性」、「有効性」と今後の方向性について評価を行い、その結果を報告書として提出しており、今後の事業展開の参考となる多様な意見をもらうことができたとのことである。

委員会は、各事業に対して第三者的立場から客観的な評価ができる機関であり、効率的かつ効果的な市政運営に向けた行財政改革を推進する上で、力強いバックアップとなる重要な役割を担っていることから、外部評価の充実に取り組みられたい。

(4) 情報システム課

ア 業務委託等について

情報システム課は、多くの情報機器等の業務委託を行っているが、一部業務において業務完了報告書が未提出のものや提出書類

の処理不備があったほか、インターネットシステム安全管理業務委託およびネットワークシステム総合管理委託については、仕様書の内容と業務実態に相違が生じていた。今一度、事務の流れを整理した上で、処理に遺漏がないよう徹底を図るとともに、仕様書については業務内容を精査し、実態に合わせた仕様となるよう見直しを行われたい。

また、業務委託が多く、事務が煩雑となっている状況が見られることから、同一事業者との類似業務の契約については、一本化するなど契約方法について検討され、事務の簡素化、効率化とともに経費節減に取り組まれたい。

イ 基幹系業務システムの更新について

基幹系業務システムの更新においては、将来的な自治体クラウドを見据え、現在の自庁方式から単独クラウド方式に変更する方針を決めたとのことである。

令和元年度においては、運用コストの削減、情報セキュリティ水準および災害時の業務継続性の向上を重点事項として、基幹系業務システム検討委員会や検討部会において次期システムの検討を行うとともに、基幹系業務システム事業者に対してR F Iおよび各システムのデモンストレーションを実施したほか、地域情報化アドバイザーの支援を受け仕様書等を作成している。

次期システムでは、運用コストの抑制はもとより、法改正等に伴う改修経費の抑制や自治体クラウドへの移行を視野に入れ、極力ノンカスタマイズによるシステムの標準化に努められたい。

ウ 無線LANの活用について

無線LANについては、現在、災害対策本部室等に設置し検証作業を行い、問題なく使用できているとのことである。

今後は、無線LANを全庁的に設置し、職員の端末も無線LAN対応のノートパソコンへ更新することにより、会議等も電子化できるとのことから、セキュリティ面には十分注意の上、庁内の電子化およびペーパーレス化をより推進されたい。

(5) 検査担当

検査の充実について

工事検査および委託検査は、効率的かつ着実に遂行するため事前準備を十分に行った上で、契約書や設計図面等にもとづき施工されているかなど、複数の視点からチェックを実施している。工事に関しては、履行状況の確認が重要であることから、引き続き検査の充実に努められたい。

物品検査では、検査品目も多岐にわたっており、令和元年度は文化交流センターのオープンに伴う新たな備品検査等もあり、前年度より約 100 件増の 556 件であった。また、システム関連においてライセンスやソフトのダウンロードによる形のない納品に対しては、証書やパソコンの画面上で動作確認も含めた検査を実施しているとのことであった。

近年、納品形態も多様化していることから、今後も様々な納品形態に対応できるよう情報収集を行い、確実な検査を実施するよう要望する。

(6) 共通（全庁的事項）

ア 情報セキュリティ対策について

マイナンバー制度が導入され、個人情報等のセキュリティ対策がより厳格化されている中、情報セキュリティポリシーにもとづき、ソフトとハードの両面において人的対策、物理的対策および技術的対策を行うとともに、情報安全管理支援業務委託により専門家の支援を受けて安全対策に鋭意取り組まれている。

特に、情報漏えい等の事故においては、一般的に人的ミスによるものが多く、その対策が必要不可欠であることから、引き続き、職員研修等の充実に取り組まれたい。

また、市においては、個人情報をはじめ様々な情報を取り扱っている。日々、常に新たな脅威にさらされている状況下では、職員一人ひとりが情報管理の重要性を再認識し、適正な管理の徹底に努められるよう要望する。

イ 電子申請の活用促進について

青梅市では「東京電子自治体共同運営協議会」の電子申請システムを利用しており、平成 30 年度には東京電子自治体共同運営協議会職員を招致し、庁内の情報リテラシー研修として作成・運

用研修を行ったことで、各課の運用が向上し、令和元年度で電子申請は 32 項目となり、約 1,500 件の利用実績があったとのことである。

国においては行政手続のオンライン化が原則とされ、地方自治体においても、努力義務が課せられたところである。市民の利便性向上、行政の効率化のほか、コロナ禍で新しい生活様式が求められている中、接触機会を減らすためにも、各部署においては、事務手続に関して電子申請対応可能なものについて洗い出しを行い、電子申請のコンテンツを増やすことに積極的に取り組まれることを要望する。